

# 商工労働ニュース

子育て応援宣言企業を募集しています

～従業員を大切にする思い、「子育て応援宣言」であらわしてみませんか?～

「セクハラ」あなたの会社は大丈夫? Part8

パートタイム労働法の改正について

Vol.8

2008

春

特集

平成20年度商工労働関連の主な事業の紹介  
障害者雇用・子育て支援実施の事業者に  
建設工事入札参加資格の主観点を加算!



▲ 第11回つつじマーチ = 平成20年4月19日(土)、20日(日)開催 (写真は第10回大会の様子)

## CONTENTS

浮島工場適地へ企業進出決定  
「北部九州企業立地セミナー」を開催  
「久留米オフィス・アルカディア自治会」発足  
久留米南部商工会が発足  
中心商店街で磁気カードの共通駐車券制度スタート  
久留米南商工会料飲組合が飲酒運転根絶へ向け寄付  
サクラみそ食品株式会社が全国味噌鑑評会で四年連続受賞  
働く女性の母性健康管理と男女雇用機会均等法の改正  
労働契約法の制定について  
国民健康保険加入の方へ  
高齢者の能力活用をお考えの方へ

若者に就労体験などの機会を提供する企業・団体を募集します  
公正な採用選考について  
平成19年度久留米市賃金・雇用実態調査を実施しました  
春の久留米のイベント情報  
職業訓練センター講座のご案内  
地元久留米の久留米コンピュータ・カレッジです  
開設1周年 久留米知的所有権センター  
-「子の看護休暇」をご存知ですか?  
「育児休業制度導入・取得促進を応援します」  
～福岡県、育児休業促進ワンストップセンターを開設!～

# 平成20年度 商工労働関連の主な事業の紹介

ここでは久留米市が今年度取り組む商工労働関連の事業について、主なものをご紹介します。

## 中心市街地の活性化と商業の再生

- ◆中心市街地活性化のための、空き店舗補助制度や、都市福利施設（街の駅）整備、イルミネーション事業への補助等（都心部商業活性化事業 4,442万7千円、都心部にぎわい空間整備事業 750万円）
- ◆久留米六角堂広場の運営等の支援や優良建築物等整備事業（新世界地区再開発事業）に係る補助、東町公園の再整備事業等（中心市街地再整備事業 1億5099万7千円、都心部にぎわい空間整備事業（東町公園）634万円）

## 地域産業の育成

- ◆中小企業への経営安定資金をはじめとする制度融資（中小企業金融対策事業 48億2,263万2千円）
- ◆制度融資等の借入れに対しての利子補給や保証料補給（中小企業利子・保証料補給金 7,502万1千円）
- ◆商工会議所および商工会に対しての助成や、商工会等が取り組む地域商業の活性化への取り組みの支援（商工指導機関助成 7,035万8千円、地域商業活性化事業 1,060万円）
- ◆地域製造業の受注機会の確保・拡大を図るための商談会の開催（久留米広域商談会等開催事業120万円）

## 新産業・新事業の創出

- ◆地域の中小企業と大学、研究機関との橋渡しをする事業や、バイオ関連産業の振興を図る事業（新産業創出支援体制充実事業 2,322万3千円 バイオ産業振興事業 2,499万1千円）
- ◆ベンチャー企業育成の支援や、知的財産の活用や普及活動等の事業（開発・創業者支援事業 8,297万4千円、ビジネスインキュベーション支援事業 831万円）

## 企業誘致の推進と産業団地の整備

- ◆企業誘致の推進を図るため、固定資産税相当額の助成、用地取得費に対する助成、利子及び保証料の補給（産業振興奨励金、産業立地交付金等 3億5,406万7千円）
- ◆久留米市荒木・藤光地区に産業団地を整備する事業（産業団地整備事業 10億8,500万円）

## 雇用の促進と労働福祉施策の充実

- ◆企業における仕事と子育ての両立を推進する事業（仕事と子育ての両立支援事業 100万円）
- ◆「若年者しごとサポートセンター筑後ランチ」を通して、若年者の就職促進を支援（若年者就職支援事業 540万円）

## 中心商店街の空き店舗補助制度がさらに充実

4月より、出店の際の改装費を助成する空き店舗補助制度の内容が拡充されます。これを機に是非ご活用ください。

### 【主な内容】

- ・1,2階部分について、建築・設備工事費の50%を補助（限度額 1階:300万円、2階:150万円）
- ・バリアフリーの施工をした店舗について、通常補助率50%が60%に（限度額内）

まずは、お問い合わせください。

問い合わせ先 中心市街地活性化推進室 TEL0942-30-9168

# 障害者雇用・子育て支援等実施の事業者に 建設工事入札参加資格の主観点を加算!

本市の建設工事入札参加資格を有している事業者で、市が取り組む「男女共同参画の社会環境づくり」や「働きやすい労働環境の整備」等の種々の事業に積極的に取り組んでおられる場合には、経営事項審査の評点(客観点)に市独自に主観点を加算します。

適切に貢献活動を評価し、社会貢献活動の促進および本市事業の推進を図ることを目的としたもので、新たに設ける主観点は次のとおりです。

## 【新たに設ける主観点】

### ● 障害者雇用に対する加算

障害者の雇用の促進に関する法律(昭和35年法律第123号)に規定する障害者雇用率を達成している企業、および同法に基づく障害者雇用状況の報告義務がなく、1人以上の障害者を雇用している事業者には5点加算します。

### ● 子育て支援・男女共同参画推進に対する加算

福岡県の「子育て応援宣言」登録制度により、「登録証」の交付を受けている事業者には5点加算します。

※詳しくは契約監理室ホームページをご覧ください。

※ホームページ <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

問い合わせ先 久留米市契約監理室契約課 TEL0942-30-9171 FAX0942-30-9713 Email:keiyaku@city.kurume.fukuoka.jp

## 子育て応援宣言企業を募集しています

～従業員を大切にしたい、「子育て応援宣言」であらわしてみませんか?～

### 職場の理解と応援で仕事も子育ても楽しくなります! ゲンキな従業員がふえれば企業は伸びます!

いま、仕事と家庭の両立が求められています。育児休業などの規定はあっても実際に使われなければ意味がありません。経営トップの理解と熱意が必要です。

☆事業主の方に子育てしやすい職場づくりをすることを宣言してもらおう。

☆県がその事業所名を広く県民にPRする(県のホームページで紹介)。



## 宣言企業にはこんなメリットもあります

- 福岡県 入札参加資格審査(建設業・物品関係)  
格付けの評価点が3点加算されます。
- ナレッジサーブ(株) 育児休業応援e-ラーニングシステム「IKO」  
受講料の特別料金制度があります。(092-736-2823)
- 商工組合中央金庫 ふくおか子育て応援企業ローン  
金利の優遇制度があります。久留米支店(0942-35-3381)
- (株)日本学術講師会 インターネット自宅学習システム e点ネット塾  
受講料の割引制度があります。(0120-41-7337)
- (株)テムザック 留守番ロボット「ロボリア」  
特別優遇価格でご提供します。(0120-106-309)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県生活労働部労働局(平成20年4月1日から福祉労働部になります)

新雇用開発課 雇用均等・両立係 TEL092-651-1111(代)

県ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/> \*「子育て応援宣言企業」で検索してください。

### 2007年につけい子育て支援大賞表彰式

日本経済新聞社



応援宣言企業の皆様の取り組みが「2007年につけい子育て支援大賞」に選ばれました。

皆様の御協力に  
感謝申し上げます!!

## 浮島工場適地へ企業進出決定

久留米市城島町の「浮島工場適地」に自動車用断熱材やマフラー・内装天井の消音材を製造する「中川産業(株)」が進出を決定。1月31日に市と企業立地基本協定を締結しました。

同社は愛知県北名古屋市に本社を置き、国内だけでなくアメリカやドイツをはじめ海外にも生産拠点を構えられ、今回の工場建設が20番目の拠点設置となります。

騒音公害を最小限に防ぐグラスファイバーを主力製品とされ、高い技術力を武器に、社会に広く貢献する企業として活躍されています。

久留米工場の従業員数は25人で、そのうち20人は新規雇用を見込まれています。3月に事業所建設に着手し、10月に事業を開始される予定です。

また、今回の進出決定により浮島工場適地は完売となりました。



写真左より、中川幸弘代表取締役会長、中川裕茂代表取締役社長、江藤守國久留米市長、江口勝福岡県企業立地課長

## 「北部九州企業立地セミナー」を開催

1月29日、東京都内において「北部九州企業立地セミナー」を開催しました。主催は、久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町で構成する「筑後川流域クロスロード協議会」に、東アジアの一極を担う都市をめざす福岡市が加わり、2006年2月に発足した「グランドクロス広域連携協議会」。地元への経済波及効果や雇用創出をめざして、企業誘致の自治体間競争が激化する中、県境を越え、広域的な枠組みで地域社会全体の活性化に取り組むことを目的に、相互の連携体制をアピールしました。

基調講演では、「今、立ち上がる九州新時代の核」と題し、元NHK解説主幹の藤田太寅(ふじた たかのぶ)さんが、日本経済の現状と課題について、分かりやすく説明されました。

その後、藤田さんの司会でパネルディスカッションを行い、パネリストである構成都市の各首長が、約120社180人の参加者に対し、現在の企業集積の状況や今後の産業政策を中心に、地域の魅力や優れた立地環境を紹介しました。

会場内に熱気がみなぎる中、引き続き行われた交流会では、参加者が積極的に情報交換を行いました。

「九州の企業立地に対する熱い意欲を感じた」「九州がアジアの玄関であることを改めて認識した」などの声が寄せられました。



藤田太寅さんによる講演



パネルディスカッション

## 「久留米オフィス・アルカディア自治会」発足

久留米オフィス・アルカディア地区の事業所の交流・親睦を図ることを目的に、オフィス・アルカディア立地企業23社及び久留米ビジネスプラザ入居企業26社を構成団体とする自治会「アルカディア虹の会」が発足、昨年11月26日に設立総会が行われました。

平成12年より分譲を開始した久留米オフィス・アルカディア地区も、平成20年1月末日現在で84%の立地率を達成し、医療やバイオテクノロジー等の次世代産業を中心に、一大産業拠点が形成されつつあります。域内の従業員数も約2,000人に上り、市を代表する産業団地に成長しました。



自治会長に選任され、挨拶をする  
北原ウエルテック(株)北原明彦代表取締役社長

## 久留米南部商工会が発足

久留米南・城島町・三潴町の3つの商工会が合併し、「久留米南部商工会」が4月1日に発足します。

合併する3商工会では、平成18年7月に合併協議会を設置され、調整を要する32項目について精力的な協議を重ね、昨年11月20日に合併契約が締結されました。

新しく発足する久留米南部商工会は、会員数が約1,400人となり、スケールメリットを活かした財政の健全化、経営の効率化、会員サービスの充実を図りながら、久留米市南部地域の商工業の発展と地域振興を目指した活動を展開していきます。

久留米南部商工会の事務所は、久留米市三潴総合支所2階に「本所」が設置され、これまでの久留米南商工会、城島町商工会の2ヶ所に「支所」が設置されることとなります。



11月20日の合併契約調印式の様子

## 中心商店街で磁気カードの共通駐車券制度スタート

4月1日から、ハイマート久留米と久留米駐車協会、中心商店街などが連携して、異なる駐車場の精算機に対応した共通磁気カードによる駐車補助券を発行します。

これまで、中心商店街の加盟店など(約100店)では、ご利用金額に応じて共通駐車券をサービスしてきましたが、紙製のため機械化・無人化した駐車場では利用ができませんでした。

今回、精算機の互換工事によって共通磁気カードに対応している駐車場は、西鉄久留米駅周辺から六ツ門周辺までに立地する20か所で、収容台数は約1,700台です。加盟店側は取り扱う共通駐車券の数が少なくすみ、また、事前購入の5%割引料金で配布されるために負担も軽減され、買物客へのサービスや販促活動などに利用しやすくなります。

なお、既存の紙券も従来通り利用することができます。

問い合わせ先 中心市街地活性化推進室 TEL0942-30-9168



100円券と200円券の2種類あります。

## 久留米南商工会料飲組合が飲酒運転根絶へ向け寄付

久留米南商工会料飲組合(組合長:田中彬さん)と同若手後継者会(会長:平川広義さん)が、2月27日、「飲酒運転の根絶に役立ててほしい」と久留米市へ10万円の寄付をされました。

久留米南商工会料飲組合は、組合員への食品衛生に関する指導や各種啓発活動など、久留米南部地域の料飲業の発展に向けて積極的に活動されています。

今回の寄付は、久留米南商工会料飲組合の創立30周年と、同若手後継者会の創立20周年を記念して贈呈されました。市では、寄付の趣旨に沿うよう、飲酒運転根絶を呼びかけるのぼり等の購入に充てることにしています。



寄付贈呈式の様子

## サクラみそ食品株式会社が全国味噌鑑評会で四年連続受賞

梅満町のサクラみそ食品株式会社(創業大正12年)が、全国味噌鑑評会において「全国味噌工業協同組合連合会会長賞」を受賞されました。同鑑評会においての受賞は四年連続となりました。

今回で50回目を迎えたこの鑑評会には、今年は全国から669点もの出品があっており、その中からの栄誉ある受賞となっています。



市長を表敬訪問された際の様子

## 「セクハラ」あなたの会社は大丈夫？ Part 8

### 改正均等法への対応は？「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」

改正男女雇用機会均等法が平成19年4月に施行されましたが、厚生労働大臣の指針で雇用管理上講ずべき措置として9項目が定められました。この9項目は、事業所規模や職場の状況に関わらず、必ず講じなければなりません。

事業主は、労働者からの相談に対し、その内容や状況に応じ適切かつ柔軟に対応するために必要な体制の整備について措置を講じなければなりません。今回は講ずべき措置9項目の中の「③相談窓口の設置」と「④相談窓口担当者の対応」について、どのようにすれば「措置を講じている」と認められるのかをご紹介します。

#### 「③ 相談窓口の設置」

相談への対応のための窓口をあらかじめ定めること。

→あらかじめ定めていると認められる例としては、

- 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること。 ●相談に対応するための制度を設けること。 などです。
- ☆各職場に女性の相談員を配置したり、メールや電話等、複数の手段での相談にも対応できるようにするなど、実効的な制度にしましょう。  
☆外部の機関に相談への対応を委託するなどの手段もあります。

#### 「④ 相談窓口担当者の対応」

相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること。また、相談窓口においては、職場におけるセクシュアルハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、職場におけるセクシュアルハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応し、適切な対応を行うようにすること。

→相談窓口の担当者が適切に対応することができる体制と認められる例としては、

- 内容や状況に応じて、相談窓口担当者と人事部門とが連携できる仕組みとすること。
  - 相談窓口担当者が相談を受けた場合、あらかじめ作成した留意点などを記載したマニュアルに基づき対応すること。 などです。
- ☆広く相談に対応することが、職場におけるセクシュアルハラスメントを未然に防止する観点から重要です。  
☆相談・苦情を受けた後、問題を放置しておく、問題を悪化させ、被害を拡大させてしまうので、初期の段階での迅速な対応が必要となります。

## 働く女性の母性健康管理と男女雇用機会均等法の改正

### ◆母性健康管理のために…

女性の職場進出が進み、妊娠中または出産後も働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件を整備することは、重要な課題です。

こうした課題に対処するため、男女雇用機会均等法では、事業主の義務として、妊娠中又は出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置の実施を義務づけています。

平成19年4月より、改正男女雇用機会均等法が施行されました。現在、男女雇用機会均等法の中で、女性労働者の母性保護に関してどのように定められているのかをご紹介します。

#### 1.保健指導又は健康診査を受けるための時間の確保

- 保健指導や健康診査等を受けるための時間の確保については、確保する回数についても定められています。  
また付与方法は事業主が定めることとなっていますが、決定する際には労使で話し合うことが望まれます。

#### 2.指導事項を守ることができるようにするための措置

- 妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、主治医等から指導を受けた場合に、指導を守ることができるようにするために、勤務時間の変更や勤務の軽減等の措置を講じなければなりません。

#### 3.妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

- 改正男女雇用機会均等法では、妊娠・出産等を理由とする解雇に加え、妊娠中の時差通勤や、深夜業免除などの措置を受けたことなどを理由とする解雇その他の不利益取扱いが禁止されることとなりました。

#### 4.その他に…

- ◆母性健康管理の措置が講じられず、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合、調停など紛争解決援助の申出を行うことができます。
- ◆厚生労働大臣は、事業主に対して、報告を求めたり、行政指導をすることができます。さらに措置が講じられず是正指導にも応じない場合には、企業名公表の対象となります。

詳しくは、厚生労働省「女性労働者の母性健康管理のために（パンフレット）」をご参照下さい。

（厚生労働省HPでご覧になれます。 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/seisaku05/index.html>）

# パートタイム労働法の改正について

— 平成20年4月1日施行 —

改正法の概要については、『商工労働ニュースvol.7 2007冬号』でご紹介しました。  
今回は、改正の中で大きなポイントとなる、パートタイム労働者と通常の労働者との均衡待遇の確保についてご説明します。

## ○ パートタイム労働者と通常の労働者との均衡待遇のポイント ○

- (1) 「通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者」（職務の内容及び人材活用の仕組みや運用等が通常の労働者と同じであって、契約期間が実質的に無期契約である者）のすべての待遇を、パートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止されます。
- (2) (1) 以外のパートタイム労働者についても、賃金、教育訓練及び福利厚生について、通常の労働者との均衡を図るための措置を講じるよう規定されています。

※パートタイム労働者の態様に応じて講ずべき措置の詳細をまとめると、次のとおりです。

【パートタイム労働者の態様】 通常の労働者と比較して、			賃 金		教育訓練		福利厚生	
職務の内容 (業務の内容及び責任)	人材活用の仕組みや 運用など (人事異動の有無及び範囲)	契約期間	職務関連賃金 ・基本給 ・賞与 ・役付手当等	左以外の賃金 ・退職手当 ・家族手当 ・通勤手当等	職務遂行に 必要な能力を 付与するもの	左以外のもの (キャリアアップの ための訓練など)	・給食施設 ・休憩室 ・更衣室	左以外のもの (慶弔休暇、 社宅の貸与等)
① 通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者			◎	◎	◎	◎	◎	◎
同じ	全雇用期間を通じて同じ	無期or反復更新により 無期と同じ	◎	◎	◎	◎	◎	◎
② 通常の労働者と職務の内容及び人材活用の仕組みや運用などが同じパートタイム労働者			□	—	○	△	○	—
同じ	一定期間は同じ	—	□	—	○	△	○	—
③ 通常の労働者と職務の内容が同じパートタイム労働者			△	—	○	△	○	—
同じ	異なる	—	△	—	○	△	○	—
④ 通常の労働者と職務の内容も異なるパートタイム労働者			△	—	△	△	○	—
異なる	異なる	—	△	—	△	△	○	—

◎…パートタイム労働法であることによる差別的取扱いの禁止 ○…実施事務・配慮義務 □…同一の方法で決定する努力義務 △…職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案する努力義務

※改正法の条文や詳しい資料は、<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html> (厚生労働省ホームページ) より入手できます。

その他パートタイム労働法へのお問い合わせは、福岡労働局雇用均等室 TEL092-411-4894 まで。

## 労働契約法の制定について ~平成20年3月1日施行~

労働契約法は、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、  
個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるよう、ルールを整えることを目的に制定されました。

### 労働契約の締結

労働者と使用者では交渉力に差があることや、契約内容が不明確なことが多い

- ➡ ◎ 対等の立場の合意原則を明確化
- ◎ 均衡考慮及び仕事と生活の調和への配慮を規定
- ◎ 契約内容の理解を促進 (情報の提供等)
- ◎ 契約内容 (有期労働契約に関する事項を含む。) をできるだけ書面で確認
- ◎ 安全配慮
- ➡ 契約内容を確認することによって誤解が減り、労使が相互理解の上で労働者が安心・納得して就労できる

### 労働契約の変更

就業規則の変更については、手続しかルールがなく、内容のルールは判例に任されている (一般の人にとって不明確)

- ➡ ◎ 合意原則の明確化
- ◎ 一方的に就業規則の変更により労働者に不利益な変更ができないこと
- ◎ 労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情を考慮して、就業規則の変更が合理的な場合は労働条件が変更されること
- ➡ 労働契約の成立・変更の原則や、労働契約と就業規則の関係が明らかになる

### 労働契約の継続・修了

懲戒、解雇等をめぐる紛争が多発

- ➡ ○ 解雇の権利濫用は無効 (労働基準法から移行)
- ◎ 懲戒の権利濫用は無効等
- ➡ 不当な懲戒、解雇等の防止

### 有期労働契約

契約期間中の解雇や契約更新の繰り返しなどで有期労働契約者が不安定

- ➡ ◎ 契約期間中はやむを得ない事由がある場合でなければ、解雇できないことを明確化
- ◎ 契約期間が必要以上に細切れにならないよう、使用者に配慮を求める有期労働契約労働者が安心して働けるようになる

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。 <http://www.mhlw.go.jp/index.html>

## 国民健康保険加入の方へ

### 特定健康診査・特定保健指導が始まります。

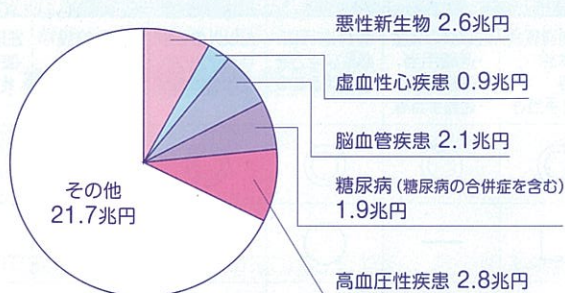
平成20年度から、40～74歳の人を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策を取り入れた新たな「特定健康診査（特定健診）・特定保健指導」が始まります。

メタボリックシンドロームとは、お腹周りに脂肪がつく内臓脂肪型の肥満に加えて、高血圧、高血糖、脂質異常などの危険因子が2つ以上重なっている状態です。

放っておくと動脈硬化が進行し、心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病へつながっていきます。生活習慣病は、医療費の約3割、死亡数割合の約6割を占めています。

医療費（平成16年度）

生活習慣病 … 10.4兆円

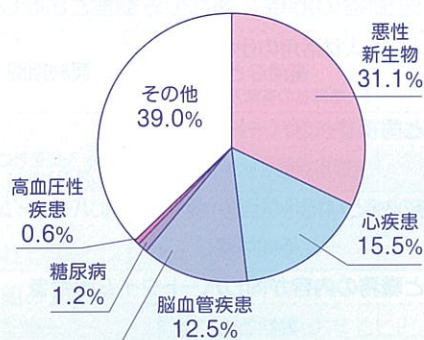


(注) 国民医療費 (平成16年度)

わが国の慢性透析療法の現況 (2004年12月31日) 等により作成

死因別死亡割合 (平成16年度)

生活習慣病 … 61.0%



(注) 人口動態統計 (平成16年度) により作成

### 1. 特定健診

対象者は、40～74歳の久留米市国保加入者です。

「特定健診受診券」が届きますので、指定の医療機関で受診しましょう。

詳しい受診方法については、今後の広報くろめでお知らせする予定です。

### 2. 特定保健指導

特定健診の結果をもとに情報提供を行い、生活習慣病の発症の恐れ（リスク）に応じて、動機付け支援や積極的支援などの特定保健指導が実施されます。

問い合わせ先

久留米市 健康福祉部 保険年金課 (4月から健康保険課に変わります) TEL0942-30-9331 / FAX0942-30-9751

## 高齢者の能力活用をお考えの方へ

県では、高齢者の皆さんがそれぞれの経験や能力を生かして、はつらつと活躍できる社会づくりを進めています。即戦力となる派遣労働者の活用や臨時的・短期的な仕事の発注をお考えの事業主の皆様ぜひ下記へご相談下さい。

○ 労働者派遣による仕事

(社) 福岡県高齢者能力活用センター

問い合わせ先 TEL0942-35-0520

○ 臨時的・短期的または軽易な仕事

(社) 久留米市シルバー人材センター

問い合わせ先 TEL0942-35-5229



# 若者に就労体験などの機会を提供する 企業・団体を募集します。

福岡県若者サポートステーションでは、長期に職業に就けず悩んでいる若者を対象に、職業的自立の一環として「就労体験(JOBトレ!!)」を提供しています。  
「若者を応援する企業・団体」としてぜひご協力ください。

## 募集内容

募集企業 団体	・就労体験などを提供する企業 ・農業体験を提供する団体など	費用	・体験させていただく企業・団体の皆様には 一切ご負担はいたしません。
就労体験 人数	・1回の体験につき2名以上	実施方法	・体験期間中は、参加者は原則、 企業の就労時間帯で、 企業の指示により従事します。 ※必要に応じ、若者サポートステーションの支援員が立ち合い、 実習のサポートをさせていただきます場合があります。
就労体験 期間	・2週間以内		

## 就労体験の一例 食品工場内作業

■参加した若者の感想  
実際に働いて、仕事は決して簡単な事ではないと実感。辛くて休みたいと思う日もありましたが、皆さんの力を借りて乗り切ることができました。この体験で自信がついたと思う。



お問い合わせ・お申し込みは

☎092-739-3405 (担当  
みのだまで)



## 福岡県若者サポートステーション事務局

〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-2エルガーラ11F ☎info@saposute.com http://www.saposute.com/  
運営者: 特定非営利活動法人九州キャリア・コンサルタント協会 ※地域若者サポートステーション事業は、厚生労働省の委託事業です。

## 公正な採用選考について

日本国憲法第22条において保障されている「職業選択の自由」すなわち就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選べるということですが、そのためには雇用する側が公正な採用選考を行うことが必要になります。

このことを十分にご理解のうえ、以下の事項にご留意いただき、公正な採用選考を行われるようお願いいたします。

### ●公正な採用選考の基本

- ・応募者に広く門戸を開き、雇用条件・採用基準にあったすべての人が応募できる原則を確立すること。
- ・応募者の持つ適性・能力が求人職種の職務を遂行できるかどうかを基準として、選考を行うこと。

### ●採用選考時にあたって避けるべき項目

- ・本人に責任のない事項  
本籍・出生地、家族、住宅状況、生活環境・家庭環境に関する事など
- ・本来自由である事項  
宗教、支持政党、人生観・生活信条、尊敬する人物、思想、購読新聞・雑誌・愛読書、労働組合・学生運動など社会運動に関する事など
- ・その他  
身元調査、合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施、全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書(様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類(社用紙)の使用

## 平成19年度久留米市賃金・雇用実態調査を実施しました

久留米市では、労働行政や各市内事業所の労務管理の参考にするため、平成19年12月に賃金雇用実態調査を実施いたしました。回答事業所439事業所、回答率32.4%でした。今年度は、月間定期給与額や特別給与額、初任給、パート時給額のほか、育児や介護を行う労働者に対する両立支援制度や従業員の待遇などについて調査しました。結果は、久留米市ホームページに掲載する予定です。

# 春の久留米のイベント情報

平成20年4月～6月

※詳細については、お問い合わせ下さい。

平成20年4月1日(火)～ 5月6日(火)	<b>くるめ緑花センター 春の植木まつり</b> くるめ緑花センター(久留米市善導寺町木塚302-1)	くるめ緑花センター TEL0942-47-2581
平成20年4月5日(土)～ 5月5日(月)	<b>第51回久留米つつじまつり</b> 久留米百年公園(久留米市百年公園1-1)	実行委員会事務局(久留米市植木農業共同組合内) TEL0942-47-1875
平成20年4月5日(土)、 6日(日)	<b>第6回みづま黒松春まつり</b> 十連寺公園(久留米市三瀬町西牟田6557-44)と周辺植栽地域	三瀬町物産振興会(三瀬町商工会内) TEL0942-64-3649(代表)
平成20年4月6日(日) 10:00～16:00	<b>ほとめき お花実会</b> 梨・ぶどう集荷場(藤山町541-6)と周辺なし園	実行委員会事務局(市・商工政策課内) TEL0942-30-9133
平成20年5月1日(木)	<b>エツ解禁</b> 久留米市城島町	実行委員会(城島町商工会内) TEL0942-62-3141
平成20年5月3日(土)～ 5月6日(火)	<b>第13回石橋文化センター バラフェア</b> 石橋文化センター(久留米市野中町1015)	(財)久留米文化振興会 TEL0942-33-2271
平成20年5月3日(土)～ 5月7日(水)	<b>水天宮春大祭</b> 水天宮(久留米市瀬下町265)	水天宮 TEL0942-32-3207
平成20年5月11日(日)	<b>第21回グリーンフェスティバル</b> 福岡県緑化センター(久留米市田主丸町益生田1125)	福岡県緑化センター TEL0943-72-1193
平成20年5月30日(金)～ 6月1日(日)	<b>六角堂ビールまつり</b> 久留米六角堂広場(久留米市六ツ門町9-1)	ハイマート久留米 TEL0942-37-7111
平成20年6月1日(日)～ 6月2日(月)	<b>高良大社 川渡祭(通称・へこかき祭り)</b> 高良大社(久留米市御井町1)	高良大社 TEL0942-43-4893
平成20年6月上旬～ 7月上旬予定	<b>あじさい祭り</b> 千光寺(久留米市山本町豊田2287)	千光寺 TEL0942-44-1434
平成20年6月22日(日)	<b>エツッ祭</b> 城島ふれあいセンター(久留米市城島町浜293)	川辺りの会(会長:中園氏) TEL090-3603-7989

中核市移行記念・歩育の日 記念ウォーク 地球を歩こう、東亜フラワーウォーキングフェスティバル

## 第11回久留米つつじマーチ 2008年4月19日(土)～20日(日)

今年で11回目を迎えたつつじマーチは、中核市移行記念と題し、参加者2万人を目標として、みなさんの参加を募集しています。久留米つつじに囲まれ、春に彩られた各コースを歩いてみませんか?

### 参加について

**[開催日]** 4月19日(土)、20日(日)

**[コース]** 19日(土) 耳納北麓、高良山、国府跡コース (5km/10km/20km/40km)  
20日(日) 田代大官、皿山、水天宮コース (5km/10km/20km/40km)

自分に合った距離で、楽しく気持ちよく歩きましょう!!

**[会場]** 久留米市中央公園(久留米市東櫛原町1713)

**[参加費]** 事前申し込み(大人1500円/子供700円)/当日申し込み(大人2000円/子供1000円)  
両日参加でも、1日のみの参加でも参加費は同額です。

**[申し込み先]** 久留米つつじマーチ実行委員会事務局 (財)久留米観光コンベンション国際交流協会内  
〒830-0022福岡県久留米市城南町16-1 TEL0942-31-1777 FAX0942-31-3210

申し込み用紙は事務局にて配布中です。用紙の郵送もしておりますので、まずは事務局までお問い合わせ下さい。



## 職業訓練センター講座のご案内

久留米地域職業訓練センターでは、地域労働者・求職者の方を対象に、いろいろな講座を行っています。各種資格取得講座や、目的やレベルに応じたパソコン講座など多数行っています。

コース名	期 間	受講料
宅建対策	5月9日(金)～10月17日(金) 毎週月・金曜の18:30～21:00 (ただし7/28以降は月・水・金曜) (2.5H×54回=135H)	¥60,000
福祉住環境 コーディネーター3級対策	5月20日(火)～7月8日(火) 毎週火曜の18:30～21:00及び 6/1・6/15・6/29・7/6の9:00～12:00 (2.5H×8回+3H×4回=32H)	¥19,000
1級土木施工管理技術検定 (学科)対策	5月12日(月)～7月3日(木) 毎週月・木曜の18:30～21:00及び 6/28(土)の13:00～16:00 (2.5H×16回+3H×1回=43H)	¥25,000
第二種電気工事士 (筆記)対策	5月11日(日)～6月1日(日) 毎週土・日曜の9:00～12:00 (3H×7回=21H)	¥12,000

その他、○ケアマネージャー対策 ○介護福祉士対策 ○日商簿記3級対策  
○パソコン(ワード・エクセル・CAD・Photoshop・Illustrator・Dreamweaver)など

申し込み・問い合わせ先 久留米地域職業訓練センター 〒839-0809 久留米市東合川5-9-10  
TEL0942-44-5201 FAX0942-43-2964 <http://www.ksk.ac.jp/> E-mail: master@ksk.ac.jp

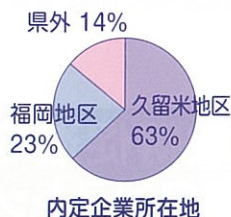
## 地元久留米の久留米コンピュータ・カレッジです

久留米コンピュータ・カレッジでは、入学生を募集しています。進路を検討中の方がいらっしゃいましたら、ぜひ久留米コンピュータ・カレッジをご紹介します。

久留米コンピュータ・カレッジは、熱心で優秀な講師陣をそろえ、抜群の就職率を誇ります。18年度卒業生96%、19年度卒業予定者の90%がすでに就職内定しています。(2.20現在)

### 地元就職に圧倒的有利!! (地元就職率86%)

19年度卒業生の地元就職率は86%。(久留米地区+福岡地区)とりわけ久留米地区の就職率は63%。求人状況が依然として厳しい中、昨年度の52%から11%も増加しました。IT関連企業や地元主要企業、地元自治体が全面的にバックアップしています。

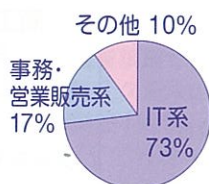


### IT系の就職は今年も好調!! (IT系就職率71%)

雇用拡大傾向のIT企業やIT系の職種。今年の情報系の就職者は7割を越えました。そのうち約半数が久留米地区(35%)となっています。

#### 19年度主な内定先企業

ブリヂストンソフトウェア(株)・久留米情報システム(株)・(株)テクノカルチャーシステム・システムラボラトリー(株)・北原ウエルテック(株)・(株)木原ハイテック・ラサ工業(株)・喜多村石油(株)・平岡電気(株)・香和印刷(株)・萃香園など



### \*\* パソコン出前講座 \*\*

ウィンドウズの基本から、データベースの活用まであなたの職場の実践的IT教育をお手伝い。ご希望に応じた講座を企画いたします。講座の日時・回数・時間数もご要望に応じて設定可能。お手軽な費用で、お気軽に。

#### ● 受講料ご案内 ●

1時間1名あたり1,000円(※受講者4～7名の場合) 夜間であれば本校の実習室を利用できます。

#### ● 講座内容 ●

- ・ウィンドウズ(Windows)入門
- ・ワード(Word)活用術講座
- ・エクセル(Excel)活用術講座
- ・パワーポイント(PowerPoint)活用術講座
- ・アクセス(Access)活用術講座
- ・ホームページ作成講座
- ・ビジネス用チラシ作成講座
- ・日商簿記検定受験対策講座
- ・インターネット活用術講座
- ・デジカメ活用術講座
- ・はがき作成講座

詳細は、久留米コンピュータ・カレッジ

TEL0120-336770 FAX0942-32-3501 <http://www.kccnet.ac.jp/>

開設1周年

# 久留米知的所有権センター



久留米知的所有権センターは久留米ビジネスプラザ内に設置されています。

〒839-0801  
久留米市宮ノ陣四丁目29-11  
TEL0942-31-3104  
HP:http://www.kurumebp.jp

## 知的財産(特許、実用新案、意匠、商標)を会社経営に活かしませんか

本センターは、福岡県知的所有権センターの県南地域の支部として、昨年4月2日に開設し、1周年を迎えようとしています。この1年、知的財産に関するフォーラムやセミナーの開催を始め、特許等に関する相談対応など、知的財産を経営に活かそうとする企業や新技術の創造をめざす研究機関等、多くの皆様からご利用いただいています(1月末現在の県南地域企業等のセンター利用実績532件)。また、平成20年度も知的財産経営の相談窓口として、情報提供・研修活動等の充実を図り、皆様のご利用をお待ちしています。お気軽にご相談ください。



### ■ 専門のアドバイザーによる相談は ……………

#### 特許情報の活用支援についてのご相談

■ 毎週…木曜日・担当…特許情報活用支援アドバイザー 大段 恭二  
アイデア、デザイン、ネーミングなどがひらめいた時はご相談ください。

- ☆電子図書館(IPDL)の検索手順を知りたい ☆今ある技術を活用して新商品を開発したい
- ☆新情報を入手したい ☆重複研究を避けたい ☆無駄な出願を抑えたい ☆他社の権利との抵触調査をしたい

無料で

電話等で事前に  
申し込みください

#### 開放特許の流通支援についてのご相談

■ 毎週…火曜日・担当…特許流通アドバイザー 金谷 利憲 ■ 毎週…水曜日・担当…特許流通専門相談員 松永 純一  
☆特許流通アドバイザー、特許流通専門相談員は、企業、大学、研究機関が保有する特許・実用新案の発掘と中小企業等のニーズを把握し、両者のマッチングや実施契約締結を支援します。 ☆特許流通アドバイザーは、全都道府県に配置されており、全国的な展開が可能です。

## 『子の看護休暇』をご存知ですか？

病気やケガをした小学校就学前の子どものお世話をこなす労働者に対し、休暇を認める制度です。対象となる労働者は、事業主に申し出ることによって1年間に5日、子の看護休暇を取得することができます。この休暇は、通常の年次有給休暇とは別に与える必要があり、事業主はこれを拒む事はできません。

- 適用除外となる労働者…日々雇用される労働者は原則除外対象です。勤続6ヶ月未満の者・週の所定労働日数2日以下の労働者に関しては、労使協定により適用除外可能となります。
- 申し出…緊急性を考慮し、当日の電話等での申し出であっても、差し支えありません。書類提出などに関しても、労働者にとって重負担とならないように配慮が必要です。
- 配偶者が専業主婦(夫)であっても、子の看護休暇は取得可能です。
- 子の看護休暇は労働者1人につき5日であり、子ども1人につき5日ではありません。対象年齢の子が2人以上いた場合であっても、1人の労働者が取得できる子の看護休暇の日数は5日が限度です。
- 子の看護休暇中の賃金については法律上に規定されておらず、有給とするか無給とするかは、労使間の取り決めによります。

## 『育児休業制度導入・取得促進を応援します』 ～福岡県、育児休業促進ワンストップセンターを開設!～

「育児休業に関する社内規定を整備したい」「初めて育児休業を取得する従業員がいるけど手続きが分からない」という中小企業の皆様、まずは相談してみませんか? 労務管理の専門家が、無料でアドバイスを行ないます!

### 主な相談内容

- ① 就業規則の整備・改正
- ② 育児休業取得者に対する給付金、事業主に対する助成金等の請求手続き
- ③ 社会保険料等の免除手続き など

福岡県社会保険労務士会事務局 TEL092-414-8775  
(受付時間: 祝日を除く月～金曜日、9～17時受付)

### 商工労働ニュース2008 春号 3月24日発行

商工労働ニュースに関するご意見・ご要望・お問い合わせは  
 〒830-8520 久留米市城南町15-3 FAX 0942-30-9715 (両課共通)  
 久留米市商工労働部労政課 TEL 0942-30-9046  
 E-mail: rousei@city.kurume.fukuoka.jp  
 久留米市商工労働部商工政策課 TEL 0942-30-9133  
 E-mail: syoko@city.kurume.fukuoka.jp